

広告掲載規約

【本規約の目的】

第1条 広告掲載規約(以下「本規約」という。)は、首都高アソシエイト株式会社(以下「当社」という。)が募集・販売する広告掲載にあたり、広告の申込者(以下「申込者」という。)が遵守すべき事項を定めるものである。

2 本規約は予告なく変更されることがあり、規約が変更された場合はその時点から新しい規約を適用するものとする。ただし、第2条に定める広告掲載に関する契約(以下「本契約」という。)が成立した時点での最新の規約を、本契約については適用する。

【契約の成立】

第2条 申込者は当社指定の発注書を当社に提出し、当社からの受注請書を受領した時点で本契約が成立するものとする。本契約の成立により、申込者は本規約を承認し、かつ、これに同意したものとする。

2 申込者は、当社の定める期日までに広告宣伝文章等を提出し、当社が第3条に基づき審査するものとする。当社の審査後、広告宣伝文章等が校了した場合、以後広告宣伝文章等の修正及び掲載の取り下げはできないものとする。

【業務の内容】

第3条 当社は、紙媒体又は電子書籍を通じて、申込者が提出した広告宣伝文章等の掲載を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当すると当社が判断した広告は掲載しないものとする。

- 一 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- 二 他を誹謗中傷又は排斥するもの
- 三 公序良俗に反するもの
- 四 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- 五 暴力や性犯罪等の犯罪行為を肯定し助長するような表現のもの
- 六 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- 七 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- 八 宗教団体による普及推進を主目的とするもの
- 九 社会的公平性を欠くもの
- 一〇 非科学的又は迷信に類するもので、見る者を戸惑わせ、不安を与える恐れのあるもの
- 一一 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
- 一二 虚偽の内容を表示するもの
- 一三 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- 一四 射幸心を著しく煽る表現、ギャンブル等を肯定するもの
- 一五 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- 一六 法令等で認められていない業種・商法・商品
- 一七 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービス
- 一八 首都高のブランドイメージと著しく違和感があるもの
- 一九 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- 二〇 著しくデザイン性の劣るもの、広告内容が不明瞭又は意味不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- 二一 アルコール(酒類)に関するもの
- 二二 責任の所在が明確でないもの
- 二三 その他、当社が不相当と判断するもの

2 前条項により、当社が広告掲載をしないと判断した場合、当社の損害賠償義務は発生しないものとする。

【業務の対価】

第4条 申込者は受注請書において、確定した業務の対価(以下「対価」という。)を当社に支払うものとする。

【対価の支払方法】

第5条 対価は、広告掲載開始月の翌月末までに、当社の指定する銀行口座に振り込み(振込手数料は申込者負担)の方法で支払うものとする。

【義務及び責任】

第6条 申込者が行った広告掲載の内容に関して、第三者からクレームを受け、又は第三者との間で紛争を生じたときは、申込者の責任と負担において解決するものとする。

2 当社は、申込者が行った広告掲載を通じて第三者に販売した商品又は提供したサービスについて一切責任を負わないものとする。

3 申込者は当社の指定する期日までに、広告宣伝文章等の入稿を行うものとする。ただし、申込者の故意又は過失により入稿が行われなかった場合、当社は本規約に基づく債務を履行する義務を免れるものとし、当社は申込者に対価の全額を請求することができるものとする。

4 天災地変等、当社の責に帰すことができない事由により、広告掲載が行えず、本規約における当社の義務を履行できない場合には、速やかに申込者に連絡を行う。その場合、当社の損害賠償義務は発生せず、代替の掲載期間は申込者と協議の上設定するものとする。

5 道路の管理上の理由により、本規約における当社の義務を履行できないことがある場合、当社は本契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとする。

6 当社は、掲載した広告の効果・影響について、申込者への保証はしないものとする。

【著作権】

第7条 申込者が、第3条に基づき入稿した成果物に関する著作権その他一切の権利は申込者に帰属されるものとする。

2 当社は、広告として掲載された申込者の広告物及び申込者の名称・ロゴを当社の広告の募集・販売活動に利用する場合があります、申込者はあらかじめこれを承諾するものとする。

【損害賠償】

第8条 申込者又は当社が本規約に違反したことによってその相手方に損害を与え、法律上の損害賠償義務が発生した場合、それにより生じた直接かつ通常の損害を相手方に賠償するものとする。

2 前項の賠償義務者は、本契約が終了又は解除されたあとであっても、前項の賠償義務を免れないものとする。

3 申込者又は当社が自らの責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、自らの費用と責任においてその損害を賠償するものとする。

【免責事項】

第9条 当社は、本規約に定める業務を円滑に遂行するため、業務の遂行に必要なサービス・設備を、随時・任意に一時停止し保守管理等を行うことができるものとし、当社が一時停止による保守管理等を行った場合、当社の損害賠償義務は発生しないものとする。また停止期間が3日以上に渡る事が予想される場合には、原則として、当社は申込者に対して事前に通知するものとする。

2 当社は、本業務遂行の為のサービス・設備に障害が生じたことを知ったときには、当該設備の運用を一時停止し、速やかにその復旧をすることができるものとし、当社が一時停止による保守管理等を行った場合、当社の損害賠償義務は発生しないものとする。また停止期間が3日以上にわたることが予想される場合には、原則として、当社は申込者に対して通知するものとする。

【情報の利用】

第10条 申込者は、広告掲載により取得した第三者(個人及び法人)の顧客情報を、当該第三者に対し申込者のサービス・営業にかかる情報を提供する目的又は当該第三者より事前に了解を得ている目的以外には使用してはならない。

2 前項の第三者の顧客情報とは、直接・間接を問わず、申込者が広告掲載により取得した、氏名・住所をはじめとする当該第三者の属性に関する一切の情報をいう。

【情報の管理】

第11条 申込者は、広告掲載により取得した第三者(個人及び法人)の情報を、当該第三者よ

り事前の了解を得た場合を除いて第三者に開示又は漏洩してはならない。

【解約】

第12条 申込者が書面等により本契約の解約を当社に通知したときは、本契約は終了するものとし、当社は申込者に対価の全額を請求することができるものとする。

【解除】

第13条 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何等の催告等を要せず本契約を解除し、かつ生じた損害の賠償を申込者に請求することができるものとする。

- 一 本規約に違反したとき。
 - 二 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。
 - 三 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。
 - 四 破産、特別清算、会社更生、民事再生又は解散その他営業の廃止があったとき。
 - 五 監督官庁から営業停止又は取消しの処分を受けたとき。
 - 六 申込者(申込者が法人の場合は、その代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ハ 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合に、当社が申込者に対して当該契約の解除を求め、申込者がこれに従わなかったとき。
 - 七 前各号に掲げるほか、申込者による本制度の利用について、当社が不相当と認めたととき。
- 2 前項に基づき、当社が本契約を解除した場合には、申込者は対価の全額を直ちに当社へ支払うものとする。

【合意管轄裁判所】

第14条 本契約に関して当社と申込者の間で訴訟の必要が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する専属的合意裁判所を管轄裁判所とする。

【残存条項】

第15条 本契約終了後も、第6条(義務及び責任)、第7条(著作権)、第8条(損害賠償)、第10条(情報の利用)、第11条(情報の管理)、及び第14条(合意管轄裁判所)の規定は、引き続きその効力を有するものとする。

【協議事項】

第16条 本規約に定めのない事項及び本契約各条項の解釈に疑義が生じたときは、当社と申込者が誠意をもって協議し、速やかに解決するものとする。

2023年6月27日制定
首都高アソシエイト株式会社